

不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
土壌汚染対策法第19条第1項	汚染土壌の適正な運搬及び処理のための措置命令	環境企画課

1 処分基準は、次のとおりとする。

次のいずれかに該当する場合において、汚染土壌の特定有害物質による汚染の拡散の防止のため必要があると認めるとき。

- (1) 第17条の規定に違反して当該汚染土壌を運搬した場合
- (2) 第18条第1項の規定に違反して当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなかった場合

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。